

送迎減算

(令和 6 年10月 1 日施行)

概要	自宅と事業所の間の送迎を行わない場合に対象となる減算。
適用要件	利用者に対して、自宅等と事業所の間の送迎を行わない場合。
留意点	① 居宅と事業所の間の送迎を行わない場合とは、利用者が自ら通う・利用者の家族等が送迎を行うなど、事業所の従業者が送迎を実施していない場合が原産の対象となる。
	② 同一建物減算の対象となっている場合は、送迎減算の対象になりません。